

## 登録政治資金監査人の登録及び研修について

### (1) 登録政治資金監査人の登録について

政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができると規定（同法第19条の18第1項）。

#### ○ これまでの取組

- 登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数の確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、周知・広報を行ってきたところ。
- 特に、登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類として提出を求められていた戸籍の抄本及び住民票の写しが、政治資金規正法施行規則の改正により本籍の記載のある住民票の写しのみとされたことについて、関係資料及び制度周知用リーフレットを作成。
- これに加え、旧姓等の使用を希望する者の利便に供するため、登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望する場合の登録申請書の添付書類について、戸籍の抄本以外の書類も内容により認めることとする取扱いを決定。
- 上記の資料等について、当委員会のホームページへの掲載を通じて内容の周知を図ったほか、同資料等を関係士業団体に送付し、改正内容や取扱いをはじめ、政治資金監査制度についても広く周知を依頼。
- また、登録政治資金監査人の地域的偏在に関しては、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の関係士業団体に対し、登録政治資金監査人への登録促進等に係る協力依頼などの対応を行ってきたところ。
- これらの結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、令和元年9月6日現在で5,013人（図表1）。これに対し、平成29年分の収支報告書の提出義務がある国会議員関係政治団体数（解散団体を含む。）は2,978団体で、登録者数が上回っている状況。
- 都道府県別の登録状況を見ても、全都道府県において登録がなされており、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数も、多くの地域で1未満であり、全国平均も0.59団体（図表2）。

- ・ 平成30年度フォローアップ研修の参加者アンケート結果によれば、実際に、平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人1人当たりの団体数が、2.64であるところ（図表3）、1人当たりの国会議員関係政治団体数が最も多い地域でも2.4団体であることから（図表2）、地域的偏在による支障は特段生じていないと考えられるところ。

#### ① 登録者数及び登録抹消者数の増減の状況

- ・ 登録政治資金監査人の登録者数は、前記のとおり令和元年9月6日現在で5,013人（図表1）。
- ・ 新規登録者数は減少傾向にある一方で、登録抹消者数は増加傾向にあるものの、これまでのところ、年度ごとの新規登録者数が登録抹消者数を上回っている状況（図表4・5）。
- ・ なお、登録抹消者の抹消事由としては、約6割が本人からの申請によるものであり、約4割が死亡や3土業の廃止等によるもの。

#### ② 登録者数及び登録抹消者数の年代別分布

- ・ 登録者数の年代別分布について、平成30年度末と平成27年度末とを比較すると、70代以上の割合が増加し、平均年齢も1.6歳上昇（図表6）。また、登録抹消者数の年代別分布についても、平成30年度末と平成27年度末とを比較すると、70代以上の割合が増加しており（図表7）、全体的に年齢層が上昇。

### （2）政治資金監査に関する研修の実施について

当委員会では登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）」及び「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）」の2種類を実施（下表）。

※ フォローアップ研修に関しては、資料4「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～」において詳記。

研修の種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式 ※1 (要望研修方式 ※2を含む。) 個別研修方式 ※3	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修方式	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの。

#### ○ これまでの取組（登録時研修）

- 登録時研修は、これまで集合研修方式（要望研修方式を含む。）、個別研修方式により実施しており、令和元年9月6日までに合計5,488人（抹消者含む。）が受講（図表8）。
- 集合研修方式については、平成20年12月より全国各地で実施。また、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において登録時研修等を実施するなど、年度により地域的偏在を考慮。
- また、個別研修方式については、平成22年4月から導入。このほか、集合研修方式の一つとして要望研修方式を平成23年4月から導入（平成28年度以降は実施要望なし）。
- これらの結果、令和元年9月6日現在で、登録政治資金監査人（抹消者除く。）5,013人のうち、98.2%の4,924人が登録時研修を修了（図表8）。一方、未修了者は89人という状況。
- なお、登録政治資金監査人の地域的偏在の是正を図るため、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い島根県及び高知県において登録時研修等を実施（実績は下記参照）。

- ・ 令和元年9月6日時点の両県における登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は、島根県が2.4団体、高知県が2.0団体となっており（図表2）、いずれも前記の登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数である2.64団体と比べて、さほど数値に差がないことから（図表3）、政治資金監査制度の安定的な運用に支障を来す状況にはないと考えられるところ。

<参考：島根県及び高知県における登録時研修参加者数>

- ・ 平成26年度：島根県松江市 3人（県内0人）
- ・ 平成27年度：高知県高知市 0人
- ・ 平成29年度：高知県高知市 4人（県内2人）

(図表1) 登録政治資金監査人の抹消者数を除く登録者数(累積)の推移

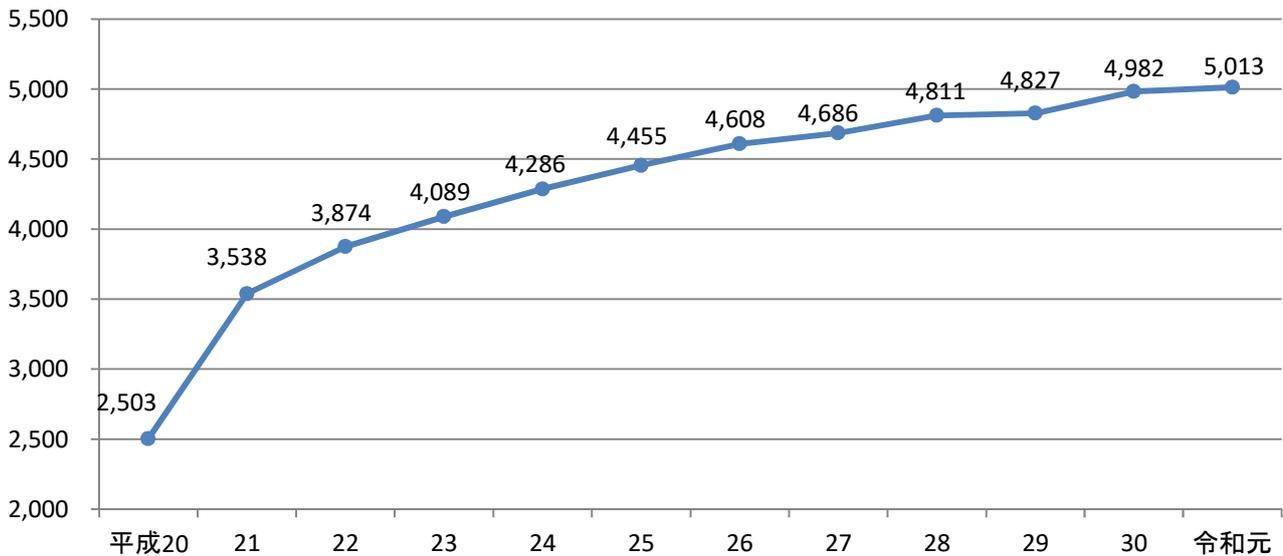
(単位:人)

年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
抹消者を除く登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,811	4,827	4,982	5,013

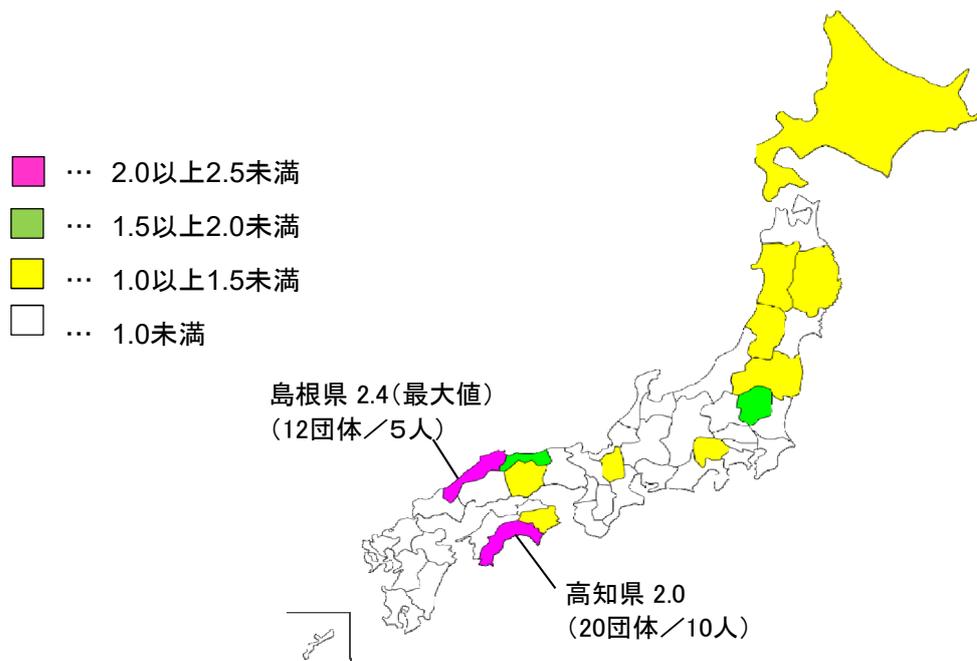
※各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和元年9月6日現在の数値)。

抹消者数を除く登録者数(累積)の推移

(単位:人)



(図表2) 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数



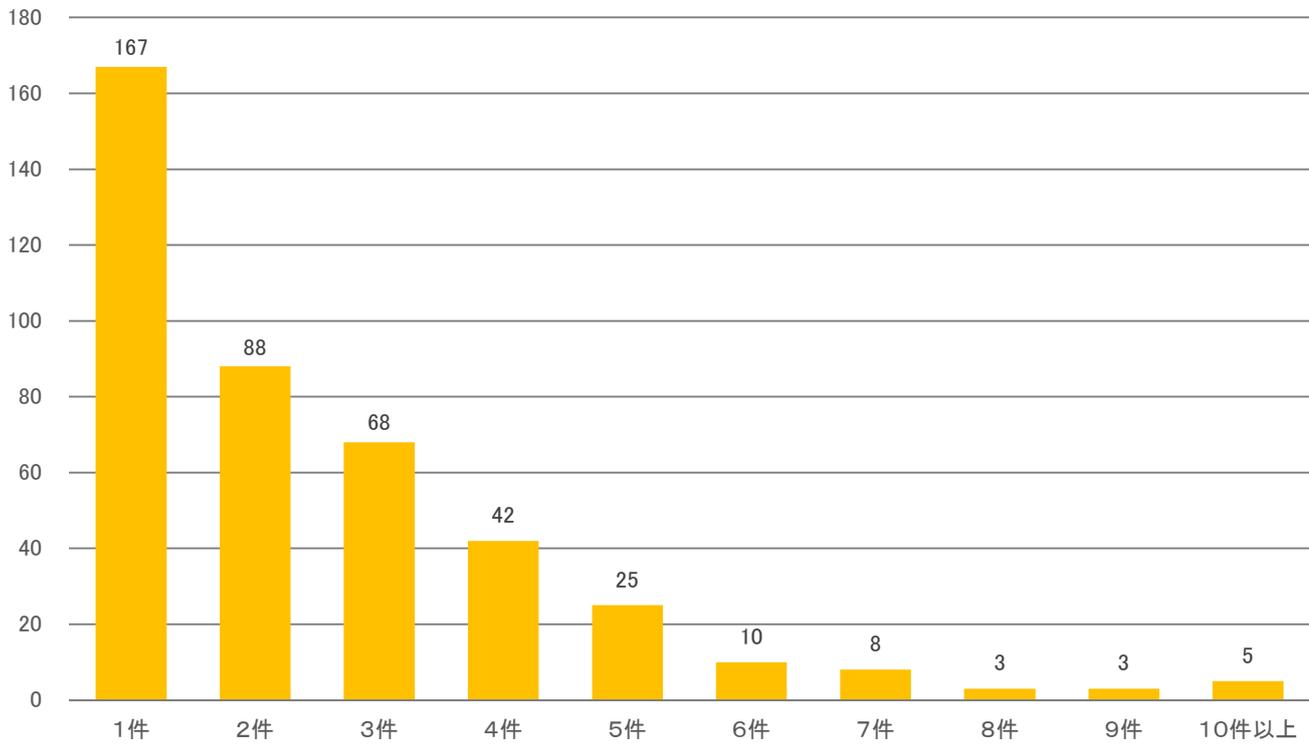
※1 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体

=  $\frac{\text{国会議員関係政治団体数(平成29年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む.)}}{\text{登録政治資金監査人数(令和元年9月6日現在)}}$

※2 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数の全国平均は、0.59である。

(図表3) 政治資金監査実施団体数ごとの登録政治資金監査人の人数

(単位:人)



割合	39.9%	21.0%	16.2%	10.0%	6.0%	2.4%	1.9%	0.7%	0.7%	1.2%
----	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------

※1 平成30年度フォローアップ研修の参加者アンケート結果に基づく。

※2 平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査実施団体数。

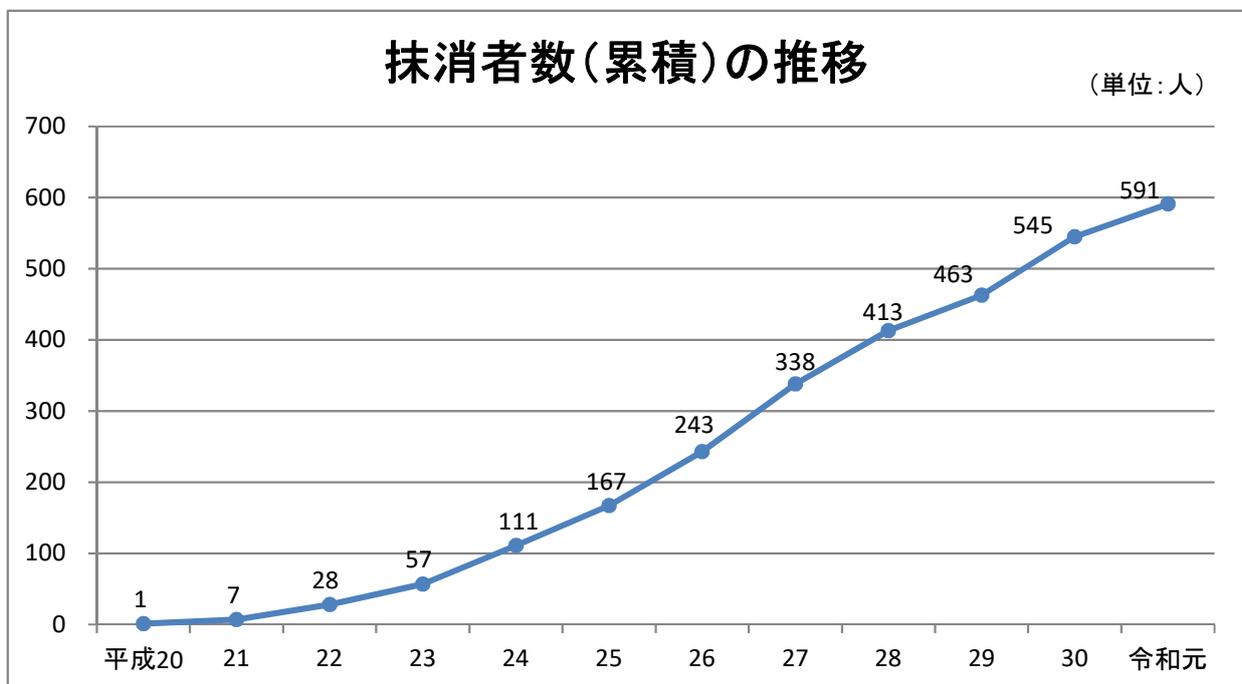
※3 平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数は、2.64。

(図表4)登録政治資金監査人の抹消者数(累積)の推移

(単位:人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	0	1
21年度	6	1	1	7
22年度	21	1	6	28
23年度	29	3	6	57
24年度	54	9	13	111
25年度	56	5	17	167
26年度	76	6	9	243
27年度	95	4	16	338
28年度	75	5	7	413
29年度	50	8	5	463
30年度	82	7	14	545
令和元年度	46	1	10	591
総計	591	50	104	437

※各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和元年9月6日現在の数値)。

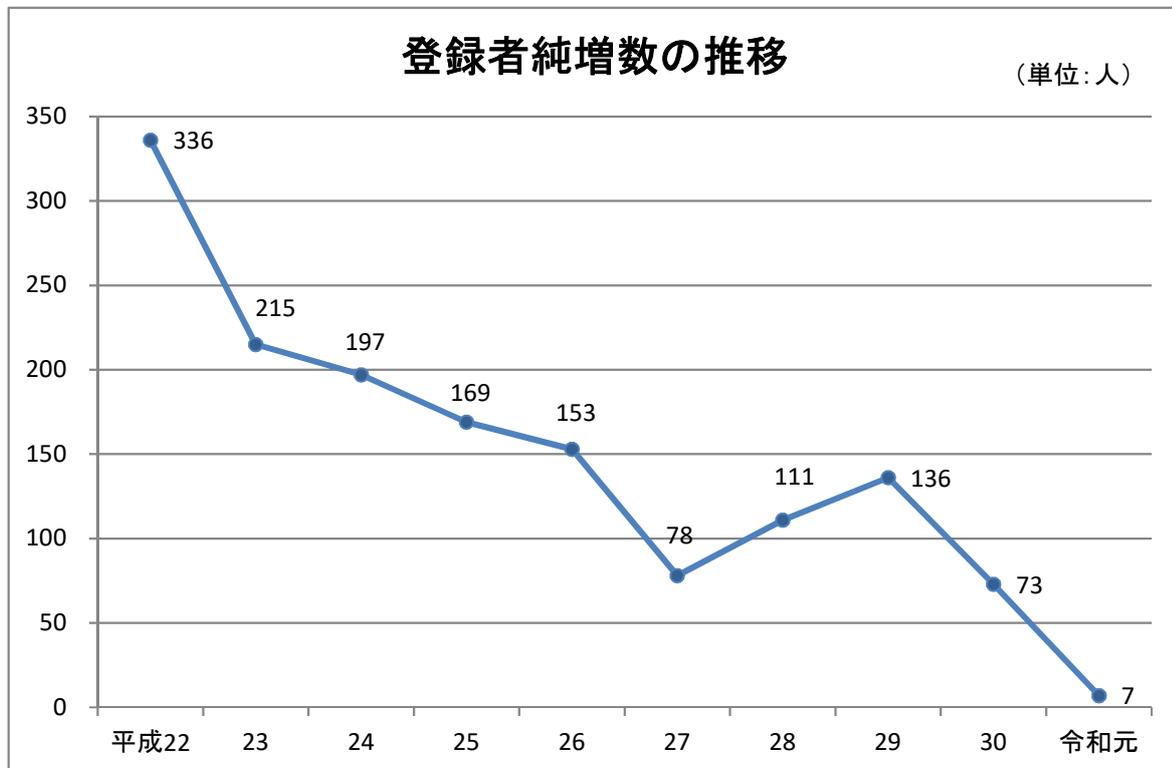


(図表5) 登録政治資金監査人の登録純増数(登録者数－抹消者数)の推移

(単位:人)

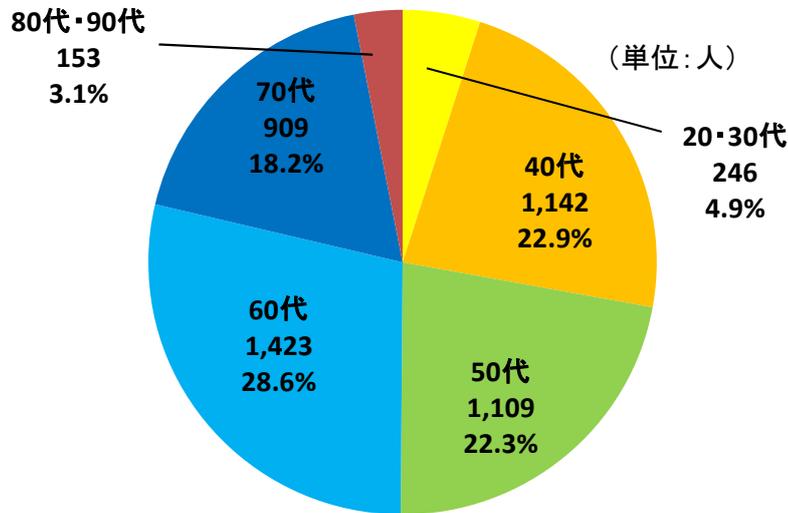
年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
21年度	1,041	6	1,035
22年度	357	21	336
23年度	244	29	215
24年度	251	54	197
25年度	225	56	169
26年度	229	76	153
27年度	173	95	78
28年度	186	75	111
29年度	186	50	136
30年度	155	82	73
令和元年度	53	46	7
総計	5,604	591	5,013

※各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和元年9月6日現在の数値)。



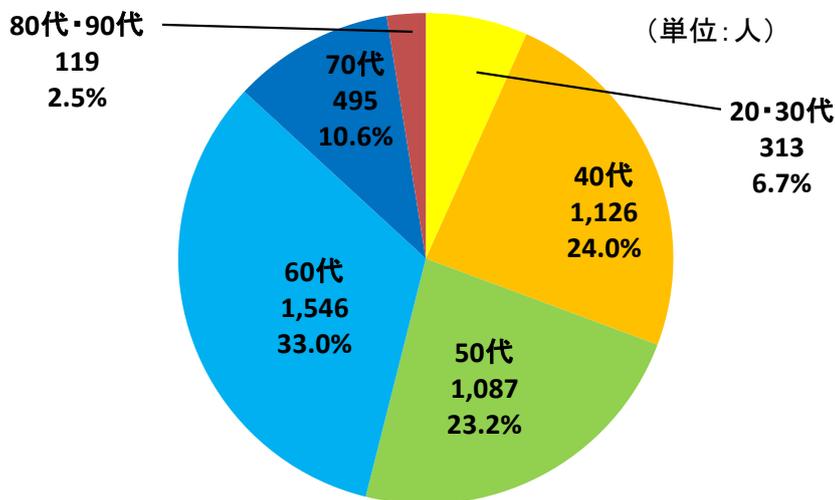
## (図表6) 年代別登録政治資金監査人数

(平成30年度末現在)



- ※1 各年代別の登録者数は、平成31年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成31年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,982人である。
- ※3 平均年齢は、58.6歳である。

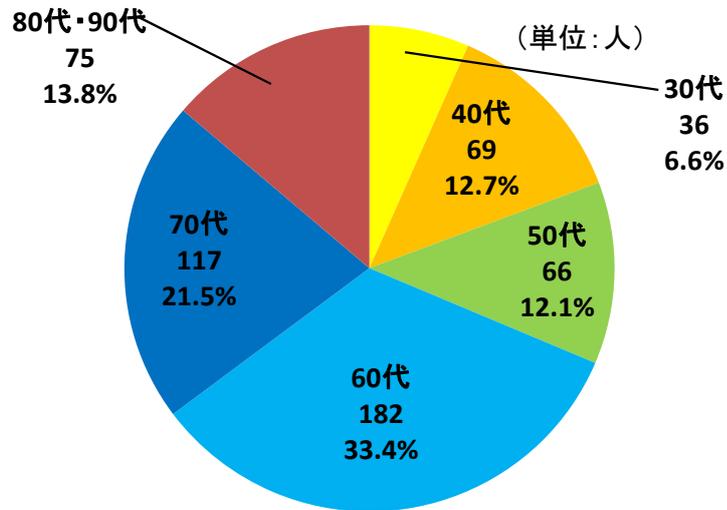
## (参考) 平成27年度末における年代別登録政治資金監査人数



- ※1 各年代別の登録者数は、平成28年3月31日現在の年齢により区分している。
- ※2 平成28年3月31日現在、登録政治資金監査人総数(抹消者除く)は、4,686人である。
- ※3 平均年齢は、57.0歳である。

## (図表7) 年代別抹消者数

(平成30年度末現在)

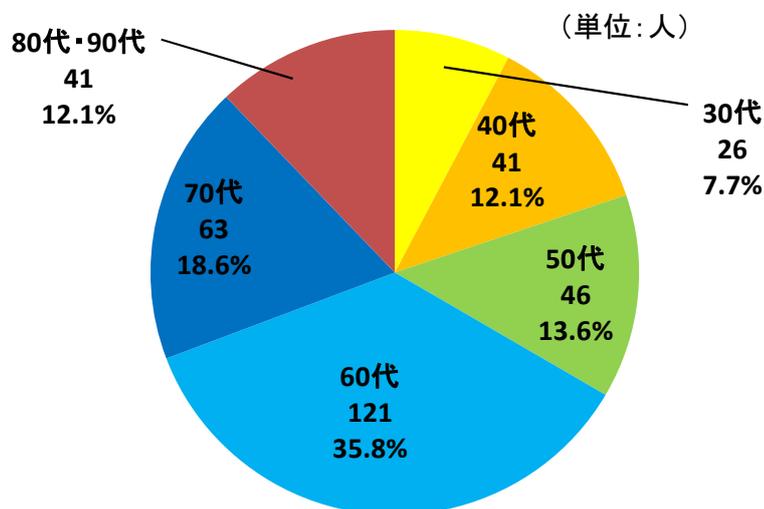


※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。

※2 平成31年3月31日現在、抹消者総数は545人である。

※3 平均年齢は、63.7歳である。

## (参考) 平成27年度末における年代別抹消者数



※1 各年代別の抹消者数は、抹消日現在の年齢により区分している。

※2 平成28年3月31日現在、抹消者総数は、338人である。

※3 平均年齢は、62.6歳である。

(図表8) 登録時研修の実施状況(年度別・研修方式別)

(単位:人)

年度	研 修 修了者数	集合研修方式		要望研修方式		個別研修方式	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成20年度	816	8 回	816	—	—	—	—
21年度	2,616	39 回	2,616	—	—	—	—
22年度	338	7 回	139	—	—	199 回	199
23年度	241	11 回	100	2 回	20	121 回	121
24年度	270	12 回	77	3 回	40	153 回	153
25年度	208	15 回	103	1 回	8	97 回	97
26年度	231	14 回	105	0 回	0	126 回	126
27年度	192	17 回	69	1 回	21	102 回	102
28年度	174	17 回	84	0 回	0	90 回	90
29年度	177	20 回	115	0 回	0	62 回	62
30年度	171	21 回	129	0 回	0	42 回	42
令和元年度	54	8 回	44	0 回	0	10 回	10
総 計	5,488	189 回	4,397	7 回	89	1,002 回	1,002

※1 個別研修方式は平成22年度から、要望研修方式は平成23年度から実施。

※2 各年度3月末現在の数値(令和元年度は、令和元年9月6日現在の数値)。

※3 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※4 令和元年9月6日現在、研修修了者数から抹消者を除いた数値は4,924人。